

添付表1 第2加工棟における外観検査番号対応表（1／2）

番号	検査・試験方法 ^{注1)} ^{注2)}	判定基準
①	外観を目視により確認する（共通）	使用上有害な傷及び変形がないこと。
②	耐震補強に用いた材料を目視又は「材料規格証明書」（ミルシート）により確認する（改造）	耐火建築物であること。
③	耐火建築物であることを建築確認申請等にて確認する（既設）	
④	防火区画の配置及び材料並びに第2炉室の構造を目視又は関連書類にて確認する（既設）	防火区画が防火性能を有していること及び第2炉室に間仕切壁及び天井がない構造であること。
⑤	第2－3階酸化ウラン取扱室Aの天井に設置された幹線動力用ケーブルを不燃材で仕切る（既設）	幹線動力用ケーブルと防護対象設備が不燃材で仕切られていること。
⑥	床面の標高を標高データ等により確認する（既設）	床面の高さが津波による浸水高よりも高いこと。
⑦	建物の主要な材料を目視又は関係書類により確認する（共通）	想定される極低温でも安全機能を損なわないものであること。
⑧	建物の構造を目視又は関係書類により確認する（共通）	建物の構造が想定する竜巻及び津波を上回る強度であること。これは、耐震補強後の構造強度に包含される。
⑨	屋根・壁の状態を目視にて確認する（共通）	屋根・壁が防水性能を有していること。
⑩	敷地からの床面の高さを目視又は測定する（共通）	床面の高さが敷地の高さより1m以上あること。
⑪	積雪、降下火砕物及び外部火災・爆発に耐え得る構造であることを、目視又は関係書類にて確認する（共通）	積雪量の場合100cm、降下火砕物の場合10cmの層厚に耐え得る構造であること、また、外部火災・爆発によっても損傷しない構造であること。これらは、耐震補強後の構造強度に包含される。
⑫	森林と敷地までの離隔を地図にて確認する（既設）	幅員20m以上の道路を挟んで、森林と敷地までの離隔が200m以上であること。
⑬	避雷針が設置されていることを目視にて確認する（既設）	建築基準法、消防法等に基づき、避雷針が設置されていること。

添付表1 第2加工棟における外観検査対応表(2/2)

番号	検査・試験方法 ^{注1) 注2)}	判定基準
⑭	敷地周辺の道路及び路線と敷地までの離隔を地図にて確認する(既設)	敷地周辺の道路及び路線と敷地までの離隔がそれぞれ30m、140m以上であること。
⑮	管理区域の扉を目視にて確認する(既設)	扉がノンエアタイト仕様であること。
⑯	第2廃棄物処理室及び第2ウラン回収室第1区域(1階及び2階)の床面及び両室間の壁の貫通部を目視にて確認する(既設)	両室の床面が他の室より3cm以上低く、壁に貫通部があること。
⑰	周辺監視区域境界での線量評価に使用する建物の天井及び壁の厚さ並びにコンクリート密度を関係書類又は測定にて確認する(既設)	添付計算書の添付図に記載する寸法及び密度と同等以上の構造であること。
⑱	周辺監視区域境界での線量評価に使用する建物の天井及び壁の厚さ並びにコンクリート密度を測定にて確認する(改造)	
⑲	第1種管理区域の床及び人の触れるおそれのある壁を目視にて確認する(既設)	樹脂系塗装等で仕上げていること。
⑳	国内法規に基づく規格及び基準等に準拠していることを関係書類にて確認する(共通)	建築基準法等に基づいて設計されていること。
㉑	予想される環境条件に耐えられること、検査、保守又は修理が可能であることを、目視又は関係書類にて確認する(共通)	予想される環境条件に耐えられること、検査、保守又は修理が可能であること。
㉒	安全避難通路を目視にて確認する(既設)	誘導灯の位置により安全避難通路が識別できること。申請内容(添付図)のとおりであること。

添付表2 第2加工棟における杭・鉄骨・鉄筋・コンクリート検査対応表

検査・試験項目		検査・試験方法 ^{注1)} 注2)	判定基準
杭	材料	① 杭の種類、径、長さを関係書類により確認する (既設)	申請内容 (添付図) のとおりであること。
	配置	② 杭の種類、径、長さを記録により確認する (改造)	申請内容 (添付図) のとおりであること。
鉄骨	支持層	① 杭の配置を目視又は関係書類により確認する (既設)	支持層に杭が到達していること。
	材料	② 杭の配置を目視又は工事記録等により確認する (改造)	
鉄筋	寸法	① 支持層に杭が到達していることを関係書類により確認する (既設)	申請内容のとおりであること。
	材料	② 支持層に杭が到達していることを工事記録等により確認する (改造)	
コンクリート	圧縮強度	① 鉄骨の材料を関係書類により確認する (既設)	申請内容のとおりであること。
	密度	① 鉄骨の種類、形状、寸法及び配置を関係書類により確認する (既設)	
コンクリート	寸法	① 鉄筋の材料を「材料規格証明書」(ミルシート)により確認する (改造)	申請内容 (添付図) のとおりであること。
	寸法	② 鉄筋の種類、形状、寸法及び配置を関係書類により確認する (既設)	
コンクリート	圧縮強度	① 鉄筋の種類、形状、寸法及び配置を目視又は工事記録等により確認する (改造)	申請内容 (添付図) のとおりであること。
	密度	② 鉄筋の種類、形状、寸法及び配置を目視又は工事記録等により確認する (既設)	
コンクリート	圧縮強度	① 圧縮強度を関係書類により確認する (既設)	申請内容 (設計基準強度 \bar{N}/mm^2 (対象: 第2加工棟 (本体) 既存部2階床天端以上) 又は \bar{N}/mm^2 (対象: 第2加工棟 (本体) 既存部2階床天端まで、第2加工棟 (増設部) 既存部、第2加工棟 (本体及び増設部) の改造部)) 以上の強度であること。
	密度	② JIS A1108 (コンクリートの圧縮強度試験方法) による材齢4週の圧縮強度を記録により確認する (改造)	
コンクリート	寸法	① 部材の形状、寸法及び配置を関係書類により確認する (既設)	申請内容 (添付図) のとおりであること。
	密度	② 部材の形状、寸法及び配置を目視又は工事記録等により確認する (改造)	
コンクリート	圧縮強度	① コンクリートの単位容積質量を関係書類又は測定により確認する (既設)	コンクリートの単位容積質量が $\geq 2.4 \text{ t/m}^3$ 以上であること。
	密度	② コンクリートの単位容積質量を記録により確認する (改造)	